

北海道告示第 10809 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 30 年 3 月 12 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 11 月 10 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ恵庭

恵庭市黄金南 7 丁目 18 番 1 号、18 番 2 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3 番 25 号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717 番地 1
株式会社チョダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東 4 丁目 39 番 8 号
株式会社セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番 地
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北 34 条東 14 丁目 1 番 23 号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 - 31
株式会社ネオコーポレーション	代表取締役 小林 誠	札幌市北区新琴似 8 条 12 丁目 1 - 5
株式会社もがみやフィッツカン パニー	代表取締役 最上谷 文昭	登別市若山町 4 丁目 41 番 2 号
北海道テレコムコンサルタント 株式会社	代表取締役 小川 弘人	江別市野幌町 76 - 4
株式会社AOKI	代表取締役 清水 彰	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更のあ ったもの
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条13丁目 3 番25号	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地 1	
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区荻窪 4 丁目30番 16号	(ア)
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目38番 地	(イ)
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条東14丁目 1 番23号	
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南 2 丁目11 -31	
株式会社ネオコーポレーション	代表取締役 岩佐 将典	札幌市中央区大通西14丁目 1 -14	(ウ)
株式会社もがみやフィッツカン パニー	代表取締役 最上谷 文昭	登別市若山町 4 丁目41番 2 号	
北海道テレコムコンサルタント 株式会社	代表取締役 小川 弘人	江別市野幌町76- 4	
株式会社AOKI	代表取締役 中村 宏明	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番56号	(エ)

(4) 変更の年月日

- 上記 (3) ア 平成 29 年 6 月 29 日
上記 (3) イ(ア) 平成 29 年 7 月 3 日
上記 (3) イ(イ) 平成 26 年 6 月 24 日
上記 (3) イ(ウ) 平成 29 年 4 月 1 日
上記 (3) イ(エ) 平成 29 年 6 月 27 日

(5) 変更する理由

- 上記 (3) ア 代表者変更のため
上記 (3) イ(ア) 住所変更のため
上記 (3) イ(イ) 代表者変更のため
上記 (3) イ(ウ) 代表者及び住所変更のため
上記 (3) イ(エ) 代表者変更のため

2 届出年月日

平成 29 年 10 月 27 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部経営支援局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年11月10日（金）から平成30年3月12日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで